

「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」

県が発注した建設工事（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる工事を除く。）に係る苦情処理の取扱いを、次のとおり定める。

第1 入札・契約の過程に係る苦情処理の対象工事（請負対象金額が250万円以下の工事を除く。）

- （1） 条件付き一般競争入札に付した工事
- （2） 指名競争入札に付した工事
- （3） 随意契約に付した工事

第2 一次苦情申立

入札・契約の過程に係る苦情申立について

- （1） 苦情の申立ができる者及び申立てができる範囲

ア 条件付き一般競争入札

入札参加資格を有しない旨の資格確認結果通知書を受理した者で、当該決定に対して不服のある者（秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日付け建管－2422）第13条の規定により説明請求を行った者を除く。）又は総合評価落札方式において落札者として選定されなかったことに不服がある者（秋田県総合評価落札方式試行要綱（平成21年7月1日付け建管－911）第13条の規定により説明請求を行った者を除く。）は、契約担当者に対して理由についての説明を求めることができる。

イ 指名競争入札

建設業者入札参加資格者名簿において、当該入札と同一の工事種別に搭載されている有資格業者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに對して不服がある者は、契約担当者に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

ウ 随意契約

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について、建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、契約担当者に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(2) 苦情の申立の方法

苦情の申立は、次に掲げる期間内に、書面により、契約担当者に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名、住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。

なお、書面の様式については自由とする。

ア 第2のうち(1)ア及びイに掲げる苦情にあつては、契約担当者が入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

イ 第2のうち(1)ウに掲げる苦情にあつては、契約担当者が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内

(3) 苦情申立への回答

苦情の申立があつた場合は、契約担当者は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期できるものとする。

(4) 苦情の申立の却下

契約担当者は、申立の期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、その申立を却下することができるものとする。

(5) 苦情申立についての教示

苦情申立ができる旨の教示については、次のとおり行うものとする。

ア 条件付き一般競争入札にあつては、公告に記載すること。

イ 指名競争入札にあつては、当該発注機関における掲示又は設計図書等に記載すること。

ウ 随意契約にあつては、当該発注機関において掲示すること。

(6) 苦情処理結果の公表

契約担当者は申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立

1 再苦情の申立ができる者及び再苦情申立ができる範囲

第2（3）の回答書、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第13条第3項又は秋田県総合評価落札方式試行要綱第13条第2項の回答書を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事に対して、再苦情の申立を行うことができる。

2 再苦情の申立の方法

（1）再苦情の申立は、契約担当者から前項の回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により知事に対して行うことができる。

（2）再苦情の申立があつた場合は、知事は速やかに秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、秋田県入札制度適正化推進委員会設置要綱等の定めによるものとする。

3 再苦情申立への回答

知事は、申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立が認められなかったときは申立に根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立が認められたときは委員会の意見を尊重し、申立が認められた旨及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立の却下

知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認めるときは、申立後7日（休日を含まない。）にその申立を却下することができるものとする。

5 再苦情申立についての教示

第3のうち1に掲げる再苦情申立ができる旨の教示については、1の回答書に記載して行うものとする。

6 再苦情処理の結果の公表

知事は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び知事

が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 本通知は、平成15年2月1日から施行する。
- 2 本通知の施行日より以前において入札の公告（通常の指名競争入札にあつては指名の通知、随意契約にあつては見積書の徴取）を行う工事に係る入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、従前の例によるものとする。

附 則（平成15年3月28日建管－2795 一部改正）

本通知は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423 一部改正）

本通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月10日建管－1044 一部改正）

本通知は、平成21年7月10日から施行する。